

岩手県営建設工事請負契約書例文等の改正について（平成8年3月19日付け建振第369号土木部長通知）の一部改正に係る新旧対照表

改正前		改正後	
4 金銭的保証措置の取扱いに関する留意事項		4 金銭的保証措置の取扱いに関する留意事項	
(1) 【略】		(1) 【略】	
(2) 3の(1)の③のうち「銀行、発注者が確実と認める金融機関」の範囲 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とする。〔銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、 <u>信用協同組合</u> 、 <u>農業協同組合</u> 、 <u>水産業協同組合</u> 又はその他の貯金の受入れを行う組合〕		(2) 3の(1)の③のうち「銀行、発注者が確実と認める金融機関」の範囲 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とする。〔銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行 <u>並びに</u> 信用協同組合 <u>及び</u> 農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合〕	
(3) 履行保証措置別の提出書類等		(3) 履行保証措置別の提出書類	
履行保証措置	提出書類等	履行保証措置	提出書類等
契約保証金	契約保証金（領収書の提示）	契約保証金	契約保証金（領収書の提示）
有価証券等	有価証券納付書及び会計規則第122条に規定する有価証券等	有価証券等	有価証券納付書及び会計規則第122条に規定する有価証券等
金融機関等の保証	銀行等の保証に係る保証書	金融機関等の保証	銀行等の保証に係る保証書 <u>（※）ただし、保証事業会社が交付する保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証事業会社が定め契約担当者が認める措置を講ずることができるものとする（以下「電磁的方法による提出」という。）。この場合において、落札者は当該保証書を提出したものとみなす。</u>
公共工事履行保証証券	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券	公共工事履行保証証券	保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券
履行保証保険契約	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券	履行保証保険契約	保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券
(5) ～ (9) 【略】		(5) ～ (9) 【略】	

改正前	改正後
<p>(10) 工事完成時の取扱い</p> <p>①～② 【略】</p> <p>③ 金融機関等の保証の場合 保証事業会社以外の金融機関等が保証した場合には、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後、保証書を請負者を通して当該金融機関等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合には、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま保管するものとする。なお、保証書を請負者に交付する際は、請負者から保証書を受領した旨の受領書（下記様式例）を提出させ、受領書及び保証書の写しを一緒に保管するものとする。</p> <p>[様式例]</p> <p style="text-align: center;"><b>保証書に係る領収書</b></p> <p>契約担当者職氏名 殿 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>貴職より保証書を受領したので、金融機関等に返還すること及び今後、保証書の滅失、毀損等について一切の責任を負うことを約します。</p> <p>④ 【略】 (11) 【略】 5～6 【略】 別添 1</p> <p>○ 契約の保証について (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の①から⑤のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。</p> <p>①～② 【略】</p> <p>③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書 ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第 195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、<u>信用協同組合</u>、<u>農業協同組合</u>、<u>水産業協同組合</u>若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は<u>公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する</u>保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。</p> <p>イ～サ 【略】</p>	<p>(10) 工事完成時の取扱い</p> <p>①～② 【略】</p> <p>③ 金融機関等の保証の場合 保証事業会社以外の金融機関等が保証した場合には、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後、保証書を請負者を通して当該金融機関等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合には、請負者から工事目的物の引渡しを受けた後も、保証書をそのまま保管するものとする。<u>ただし、電磁的方法による提出の場合は、その出力書面又は電磁的記録を保管するものとする。</u>なお、保証書を請負者に交付する際は、請負者から保証書を受領した旨の受領書（下記様式例）を提出させ、受領書及び保証書の写しを一緒に保管するものとする。</p> <p>[様式例]</p> <p style="text-align: center;"><b>保証書に係る領収書</b></p> <p>契約担当者職氏名 殿 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名</p> <p>貴職より保証書を受領したので、金融機関等に返還すること及び今後、保証書の滅失、毀損等について一切の責任を負うことを約します。</p> <p>④ 【略】 (11) 【略】 5～6 【略】 別添 1</p> <p>○ 契約の保証について (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下の①から⑤のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。<u>ただし、落札者は、以下の③の規定による保証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、落札者は、当該保証書を提出したものとみなす。</u></p> <p>①～② 【略】</p> <p>③ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書 ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第 195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行<u>並びに</u>信用協同組合<u>及び</u>農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。</p> <p>イ～サ 【略】</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。

附 則

令和6年4月1日以降に締結される契約について適用する。